

熊本都市計画土地区画整理事業の決定

1. 決定の理由

本地区は、九州自動車道益城熊本 IC 及び県道熊本益城大津線に近接し、西側・南側に隣接する市街化区域においては宅地開発が盛んに行われており、これらに囲まれた当該区域においても開発圧力が高まっている状況から、都市基盤施設が未整備のままスプロール化が進む恐れがある。

このようなことから、熊本都市計画区域マスタープランにも公共交通結節点と生活サービス機能の充実を図る「地域核」として位置付けられているとおり、安全・快適な魅力ある生活環境を形成するため、周辺地域の土地利用と調和を図り道路等の都市基盤施設を一体的に整備できる土地区画整理事業により計画的な市街化を図るものである。

土地区画整理事業を行うことで、幹線道路及び益城熊本空港 IC の交通機能やグランメッセ熊本の交流機能等を活かした益城町の新たな発展核として調和のとれた総合的なまちづくりを実現しようとするものである。

2. 決定の内容

名称	益城台地東土地区画整理事業
面積	約 29.2ha
道路	住宅地として適正な街区を形成するよう幅員 14.5m の幹線道路、6.0m～12.0m の区画街路、3.0m～5.0m の特殊街路を計画し、街区の発生集中する交通を安全・円滑に処理する。
公園及び緑地	街区公園 5 箇所（施行地区面積の 3% 以上）を配置し、街区内の居住者の利用に供する。
その他の公共施設	下水道：益城町公共下水道事業として整備する。 上水道：町道グランメッセ木山線は益城町水道事業で整備しており、街区道路は土地区画整理事業で整備し益城町に帰属する。 水路：施行地区内に妙見川が流れており、計画に沿った形での整備を行う。
宅地の整備	周辺の自然環境や現況の地形を活かして、郊外型の良好な居住環境を形成する住居系地域として整備する。

3. 決定の範囲

区域面積：29.2ha（図 1・図 2 参照）

